４　法第九十四条の二第三項の規定により関税関係書類（同項に規定する関税関係書類に限る。以下この条において同じ。）に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えようとする保存義務者は、次に掲げる要件（当該保存義務者が法第百五条の規定による当該電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、第六号（ロ及びハに係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）に従つて当該電磁的記録の保存をしなければならない。

一　次に掲げる方法のいずれかにより入力すること。

イ　当該関税関係書類に係る記録事項の入力をその作成又は受領後、速やかに行うこと。

ロ　当該関税関係書類に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行うこと（当該関税関係書類の作成又は受領から当該入力までの各事務の処理に関する規程を定めている場合に限る。）。

二　前号の入力に当たつては、次に掲げる要件（当該保存義務者が同号イ又はロに掲げる方法により当該関税関係書類に係る記録事項を入力したことを確認することができる場合にあつては、ロに掲げる要件を除く。）を満たす電子計算機処理システムを使用すること。

イ　スキャナ（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を使用する電子計算機処理システムであること。

(1)　解像度が、日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項（日本産業規格）に規定する日本産業規格をいう。以下同じ。）Ｚ六〇一六附属書Ａの Ａ・一・二に規定する一般文書のスキャニング時の解像度である二十五・四ミリメートル当たり二百ドット以上で読み取るものであること。

(2)　赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ二百五十六階調以上で読み取るものであること。

ロ　当該関税関係書類の作成又は受領後、速やかに一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプ（次に掲げる要件を満たすものに限る。以下この号並びに第十条の三第一項第一号及び第二号において「タイムスタンプ」という。）を付すこと（当該関税関係書類の作成又は受領から当該タイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合にあつては、その業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに当該記録事項に当該タイムスタンプを付すこと。）。

(1)　当該記録事項が変更されていないことについて、当該関税関係書類の保存期間（令第八十三条第六項（帳簿の記載事項等）の規定により関税関係書類を保存しなければならないこととされている期間をいう。）を通じ、当該業務を行う者に対して確認する方法その他の方法により確認することができること。

(2)　一月以上の任意の期間を指定し、当該期間内に付したタイムスタンプについて、一括して検証することができること。

ハ　当該関税関係書類をスキャナで読み取つた際の次に掲げる情報（当該関税関係書類の作成又は受領をする者が当該関税関係書類をスキャナで読み取る場合において、当該関税関係書類の大きさが日本産業規格Ａ列四番以下であるときは、(1)に掲げる情報に限る。）を保存すること。

(1)　解像度及び階調に関する情報

(2)　当該関税関係書類の大きさに関する情報

第三条第一項第五号	当該国税関係帳簿	当該関税関係帳簿
	取引年月日、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目（以下この号において「記録項目」という。）	貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに輸入の許可の年月日
	日付又は金額に係る記録項目	貨物の数量及び価格並びに輸入の許可の年月日
第三条第二項	第一号、第二号	第一号
	法第四条第二項	関税法第九十四条第三項において準用する法第四条第二項
	国税関係書類（法第二条第二号に規定する国税関係書類をいう。以下同じ。）	関税関係書類（関税法第九十四条第一項の規定により保存をしなければならないこととされている書類をいう。以下同じ。）
	、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目	貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに輸入の許可の年月日
	その他の日付	取引年月日その他の日付
	日付又は金額	貨物の数量及び価格並びに輸入の許可の年月日
	「日付」	「取引年月日その他の日付」
第三条第三項、第四項、第五項各号列記以外の部分及び第七号、第六項並びに第七項	法第四条第三項	関税法第九十四条第三項において準用する法第四条第三項
第三条第三項、第五項、第六項及び第七項、第四条第二項並びに第六条第一項第四号	国税関係書類	関税関係書類
第三条第五項第二号ロ(1)、第四条第一項第五号及び第三項第一号並びに第八条第一項	国税に関する法律	関税法施行令第八十三条第六項
第三条第五項第四号	事項（当該保存義務者が中小企業基本法（昭和三十八	事項